

当社および当社子会社における新型コロナウイルスへの対応について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、罹患された方々には心よりお見舞い申し上げます。

例年、インフルエンザやノロウイルスが流行する11月から翌年3月の間、当社が運営する介護事業所におきましては感染症対策を強化しているところではございますが、連日報道されていますとおり、昨年来、新型コロナウイルス感染拡大が継続しており、政府、関係省庁および各自治体からも感染拡大防止のため、様々な要請が出されている状況にあります。

当社ではご利用者さまおよび職員の健康考慮、高齢者への感染時の重度化および感染予防ならびに拡大防止のため、下記のとおり例年の感染症対策に加えた対応を取らせていただいております。

ご利用者さま、ご家族さま、関係者の皆様におかれましても、感染防止に対するご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 感染予防対策

- ① スタンダード・プリコーション（標準感染予防策）等の徹底
 - ・出勤時ならびに勤務中の検温、手洗いおよびうがいの徹底
 - ・事業所内の定期換気の実施
 - ・事業所内の定期的な消毒を実施
- ② ご利用者さまの体調管理
 - ・施設系介護事業所においては、職員による体調管理を実施し、体調不良時には主治医への報告・相談を徹底
 - ・感染症発生時に重症化の可能性がある基礎疾患をお持ちのご利用者さまの特定
 - ・在宅系サービスのご利用者さまについては、職員またはご本人さまもしくはご家族さまによるサービス利用前の検温を実施
- ③ 職員の体調管理
 - ・出勤前および出勤時の検温を実施し、37.5度以上の発熱が認められる職員の出勤を禁止
 - ・発熱以外の症状についても、適宜医師への相談、診断を踏まえ対応

- ・政府要請への対応等に伴い、出勤が困難になる職員についても特別有給休暇を付与する特別措置を実施（正社員、パートタイマー共通）

2. ご来所ならびにご面会の制限

ご家族さま、関係者の皆様の施設系介護事業所へのご来所ならびにご利用者さまへの面会を原則としてお控えいただきます。

やむを得ずご来所されるご事情がある場合には、各介護事業所の管理者までお申し出をお願いいたします。その場合にも、37.5度以上の発熱、強い倦怠感等、感染の懸念のある症状がある方のご来所、ご面会はお控えくださいますようお願いいたします。

また、ご来所、ご面会の際には、施設での検温、手指の消毒およびマスク持参のうえ着用をお願いいたします。当社職員につきましても、マスク着用にて対応させていただきますので予めご了承のほどをお願いいたします。

※今後の情勢により、例外なくご来所ならびにご面会を控えていただく場合もございます。その際にはご理解、ご協力のほどをお願いいたします。

3. ご利用者さまや職員に感染者、または感染の疑いが発生した場合の対応

新型コロナウイルス感染者、または感染の疑いが発生した場合は、人権への配慮を優先し、所管する保健所および関係行政機関と連携のうえ、以下の対応を実施いたします。

① 感染拡大防止に向けた対応

- ・感染者および感染の疑いのある者に加え、濃厚接触者となる職員の出勤停止
- ・濃厚接触者は、保健所等の指導に基づく期間、在宅待機の実施
- ・ご利用者さまおよび職員（出勤停止者を含む）に対し、検温実施および体調管理を徹底
- ・当該介護事業所の消毒を実施
- ・施設系介護事業所においては、濃厚接触者および感染リスクが高いご利用者さまの居室内サービスの実施

② サービス提供継続に向けた対応

- ・職員の出勤停止により、介護事業所のサービス提供に必要な人員が不足する場合には、本社部門および近隣介護事業所からの介護経験者の派遣を実施
- ・関係行政機関へ報告、相談および連携のうえ、近隣介護事業所にてサービス提供を実施

以上